

【第33回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨】

1. 日 時 平成20年10月1日（水）午後4時～午後5時55分
2. 場 所 ヴィアール大阪 2階 パールルーム
3. 出席者
【委員】 池田委員、稲岡委員、内田委員、加藤委員、河井委員、塚本委員
難波委員、馬場委員
【事務局】 経済局 田島商業立地担当課長
4. 議 題
大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について
(1) 「（仮称）ライフ大国町店」 [新設]
(2) 「（仮称）京阪京橋片町ロビル」 [新設]
(3) 「（仮称）関西スーパー今福店」 [新設]
5. 議事要旨
(1) 「（仮称）ライフ大国町店」
審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
〔審議会委員からの主な指摘事項〕
 - ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
 - ・ 地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
 - ・ 駐車・駐輪施設に不足が生じる際は、速やかに適切な対策を講じるよう要望する。
 - ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。
- (2) 「（仮称）京阪京橋片町ロビル」
審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意

見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 住民意見に配慮した自動車出入口におけるアイドリングの禁止策の実施や、前面道路に車が溢れることがないよう警備員の配置により臨時駐車場への速やかな誘導に努めるよう要望する。
- ・ 駐輪施設に不足が生じる場合は速やかに適切な対策を講じるよう要望する。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(3) 「(仮称) 関西スーパー今福店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 夜間営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

【配布資料】

- 資料 1 「(仮称) ライフ大国町店」 届出要約書
- 資料 2 「(仮称) 京阪京橋片町ロビル」 届出要約書
- 資料 2-1 「(仮称) 京阪京橋片町ロビル」 住民等意見書概要
- 資料 3 「(仮称) 関西スーパー今福店」 届出要約書

資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況（報告事項）

6. 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
（電話）06-6208-8967